

◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇

「在トリニダード・トバゴ日本国大使館ニュースレター」Vol. 44 平成25年12月9日

Embassy of Japan in Trinidad and Tobago

◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇

【目次】

- はじめに
- 2014年大使館休館日のお知らせ
- 治安情勢など
- 在留届について
- 震災義援金などの取り扱い

●はじめに

年の瀬が近づいて参りましたが、在留邦人の皆様におかれましては、お変わりなくお過ごしのことと存じ上げます。

クリスマスから年末年始にかけて、各国とも一年のうちで華やかな時期にさしかかってきましたが、同時に犯罪や事故が多く発生する時期でもあります。お出かけの際には、お手回り品や戸締まりに十分お気を付け下さい。

当大使館からも、随時情報発信していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

●2014年大使館休館日のお知らせ

2014年の在トリニダード・トバゴ大使館休館日は、以下のとおりです（土曜、日曜は週休日）。

1月 1日（水）	元日
1月 2日（木）	年始休暇
1月 3日（金）	年始休暇
3月 3日（月）	CARNIVAL
3月 4日（火）	CARNIVAL
3月31日（月）	SPIRITUAL BAPTIST LIBERATION DAY
4月18日（金）	GOOD FRIDAY
4月21日（月）	EASTER MONDAY
5月30日（金）	INDIAN ARRIVAL DAY
6月19日（木）	LABOUR DAY / CORPUS CHRISTI
6月20日（金）	LABOUR DAY / CORPUS CHRISTI
8月 1日（金）	EMANCIPATION DAY
9月 1日（月）	INDEPENDENCE DAY

9月24日(水)	REPUBLIC DAY
11月3日(月)	文化の日
12月25日(木)	CHRISTMAS DAY
12月29日(月)	年末休暇
12月30日(火)	年末休暇
12月31日(水)	年末休暇

●治安情勢など

※概況

各国とも経済不況により失業者が増加し、強盗や窃盗（泥棒）、住居侵入（空き巣や忍び込み）などが多発しています。また、カリブ地域は地理的状況から麻薬密輸の中継地点となっており、就職できない若年層が安易に金を稼ぐ手段として麻薬密輸に関わっているとも言われています。多くの国で麻薬が蔓延しているとみられていますが、絶対に興味本位で近づかないようにしてください。

以下、最近の情勢についてご案内いたします。

◎トリニダード・トバゴ

引き続き、強盗や窃盗、侵入盗等の財産犯が多発しています。在宅中でも施錠をする、短時間でも駐車場所に気をつける等、住居防犯、車両防犯を徹底してください。また、日常的に利用するショッピング・モールや店舗、幹線道路沿いにおいても、殺人や強姦が散発しています。

◎アンティグア・バーブーダ

近隣国から多くの薬物（主に大麻）が流入しており、当局が監視・取締りを強化しています。また、ジャマイカ人、ガイアナ人、ドミニカ共和国人等外国人による犯罪が頻発しています。銃器を使用した犯罪も増加傾向にあります。

◎バルバドス

違法拳銃の犯罪使用と薬物関連犯罪が増加しており、警察や沿岸警備隊が協力して警戒及び取締活動を強化しています。また、事件や事故に対する警察の対応や取扱いへの不満が、一部の被害者から出ています。

◎ドミニカ

従来から侵入窃盗（空き巣や忍び込み）の発生率が群を抜いており、毎月100件前後発生しています。また、多くの若者が薬物関連犯罪に関わっており、取引を巡るトラブルによる殺人事件も発生しています。

◎セントビンセント

強盗、窃盗、侵入窃盗、家畜や農作物の盗難事件が多発しています。また、銃器の違法所持及び使用が問題となっています。国内の山間部では大麻栽培も行われており、それを目当てにやってくる外国人と地元住民との間でトラブルが発生することもあります。

◎各国共通

多くの国で、不況やそれに伴う失業率の増加から窃盗などの財産犯の増加が続く状況にあります。また、警察による対応の遅さや捜査能力の低さも懸念されています。犯罪被害を未然に防ぐため、場所や時間を問わず警戒を怠らず、夜間や単独での外出は出来るだけ避けてください。

外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph.html>)

●在留届について

すでに多くの方に在留届を提出していただいておりますが、まだお済みでない方は提出してください。また、お知り合いの方で未提出の方がいらっしゃったら、提出するようお知らせください。在留届は、当館に直接ご提出になるほか、外務省または当館ホームページから「ORR ネット」を利用してオンラインで提出できます。

在留国から転出（日本への帰国を含む）される際には、その旨のご連絡もお願いいたします。

●東北地方太平洋沖地震への義援金の取り扱い

個人や募金活動などを通じて集められた震災への義援金については、原則として、トリニダード・トバゴ赤十字社への振り込み、日本赤十字社への直接送金をご案内しておりますが、当館でも受け付けますので詳細はお問い合わせください。（2014年3月31日まで）

赤十字社の送金先宛先等はこちらです（当館ホームページ内）。

<http://www.tt.emb-japan.go.jp/what's%20new/Tohoku%20Pacific%20Earthquake%20donations.htm>

※このニュースレターに関するご意見やご質問、現地情報などがありましたら大使館領事班までご連絡願います。

※このニュースレターは、配信希望のご連絡を頂いた在留邦人の皆様に送信しておりますが、当大使館のウェブサイト (<http://www.tt.emb-japan.go.jp>) にも掲載しております。

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

Embassy of Japan in Trinidad and Tobago

5 Hayes Street, St.Clair, Port of Spain

Trinidad and Tobago (P.O.Box 1039)

TEL (1-868) 628-5991～5993

FAX (1-868) 622-0858

e-mail: ryouji@po.mofa.go.jp

web-site: <http://www.tt.emb-japan.go.jp>